



# 金 沢 市 公 報

第 2 7 8 4 号

平成26年(2014年)1月14日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
<b>告 示</b>	
生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	1
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の名称の変更について ( " )	1
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について ( " )	2
生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための施術を担当させる者の指定について ( " )	2
市道の区域の変更について (道路管理課)	2
道路の供用の開始について ( " )	3
<b>公 告</b>	
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可について (市街地再生課)	3

土地区画整理組合の事業計画の変更に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧について ( " )	3
<b>教育委員会告示</b>	
昭和53年教育委員会告示第1号(金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について)の一部改正について (文化財保護課)	3
<b>公営企業告示</b>	
金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位数の算定について (経営企画課)	4
金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位数の算定について ( " )	4
<b>公営企業公告</b>	
指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事業の廃止について (企業総務課)	7
下水道排水設備工事業者として継続して指定しなかったことについて ( " )	7

## 告 示

### ●金沢市告示第1号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成26年1月14日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
あさぎ薬局	金沢市鳴和1丁目3番12号 桂ビル1F	平成25年10月1日
調剤センター 松村薬局	金沢市松村4丁目416番地1	平成25年11月1日
調剤センター 藤江北薬局	金沢市藤江北1丁目434番地	平成25年11月1日
フレアス訪問看護ステーション金沢	金沢市古府3丁目45番地2	平成25年11月1日
クスリのアオキ玉鉾薬局	金沢市玉鉾1丁目27番地	平成25年12月1日
アイビー歯科クリニック	金沢市久安3丁目353番地	平成25年12月9日

### ●金沢市告示第2号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成26年1月14日

金沢市長 山 野 之 義

名 称		所 在 地	変更年月日
変 更 前	変 更 後		
オリベ医院	オリベ内科医院	金沢市彦三町1丁目5番33号	平成25年4月1日

## ●金沢市告示第3号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成26年1月14日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
ミドリ歯科クリニック	金沢市みどり3丁目21番3号	平成25年11月1日
井口外科医院	金沢市武蔵町5番1号	平成25年11月30日

## ●金沢市告示第4号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成26年1月14日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		指定年月日
	名 称	所 在 地	
大野 誠	在宅マッサージ治療院寿楽	金沢市昭和町8番7号	平成25年11月1日
徳田 正勝	在宅マッサージ治療院寿楽	金沢市昭和町8番7号	平成25年11月1日

## ●金沢市告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成26年1月14日から同月28日まで一般の縦覧に供します。

平成26年1月14日

金沢市長 山 野 之 義

道路の 種 類	路 線 名	区 間	新旧 の別	幅員(m)	延長(m)
一 般 市 道	西念2丁目線 13号	西 念 2 丁 目 912番 3先から 西 念 2 丁 目 912番 2先まで	旧	4.2~ 4.5	18.8
			新	5.1~ 5.3	18.8
一 般 市 道	野 田 町 線 15号	野田土地区画整理事業地内 69街区 17番 先から 野田土地区画整理事業地内 69街区 25番 先まで	旧	6.0	63.4
			新	6.0~ 8.7	63.4
一 般 市 道	大 徳 15号 無量寺町線 64号	無量寺第二土地区画整理事業地内 22街区 19番 先から 無量寺第二土地区画整理事業地内 22街区 19番 先まで	旧	8.0	14.8
			新	8.0~ 12.7	14.8

●金沢市告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成26年1月14日から同月28日まで一般の縦覧に供します。

平成26年1月14日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間			供用開始日
西念2丁目線 13号	西 念 2 丁 目	912番 3先から	野田土地区画整理事業地内 69街区 17番 先から	平成26年1月14日
	西 念 2 丁 目	912番 2先まで		
野田町線 15号	野田土地区画整理事業地内 69街区	17番 先から	野田土地区画整理事業地内 69街区 25番 先まで	平成26年1月14日
	野田土地区画整理事業地内 69街区	25番 先まで		
大徳15号 無量寺町線 64号	無量寺第二土地区画整理事業地内 22街区	19番 先から	無量寺第二土地区画整理事業地内 22街区 19番 先まで	平成26年1月14日
	無量寺第二土地区画整理事業地内 22街区	19番 先まで		
浅川59号 角間・田上線	角 間 町 二	1番 14先から	田 上 町 ラ 22番 3先まで	平成26年1月14日
	田 上 町 ラ	22番 3先まで		

公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成26年1月14日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施行地区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更の内容	変更認可の年月日
金沢市田上第五土地区画整理組合	平成9年2月21日から平成27年3月31日まで	金沢市田上町南、西、北、地、整、理、神、朝、イ、二、ホ、リ、ル、夕及びレ、田上2丁目、若松町セ並びに旭町日及びイの各一部	金沢市田上町夕1番地1	平成9年2月18日	事業施行期間（変更前） 平成9年2月21日から平成27年3月31日まで （変更後） 平成9年2月21日から平成28年3月31日まで	平成25年12月24日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供するとともに、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告します。

平成26年1月14日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	縦覧場所	縦覧時間
金沢市田上第五土地区画整理組合	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課	午前9時から 午後5時45分まで

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第1号

昭和53年教育委員会告示第1号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を

次のように改正する。

平成26年1月14日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

表に次のように加える。

古文書	つだもんじょ 津田文書 つけたり かいちゅうじゅうめんしんぞう 附 懷中 獸面神像	37点	金沢市広坂1丁目1番1号	指定平成26年1月14日
		1点	金沢市	
彫刻	もくぞう ぶ どうみょうおう ざぞう 木造不動明王坐像	1軀	金沢市寺町5丁目5番28号	指定平成26年1月14日
			伏見寺	

## 公 営 企 業 告 示

### ●金沢市公営企業告示第1号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年1月14日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

1 平成25年9月1日から同年11月30日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 78,340円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 87,530円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 79,730円

2 原料価格変動額 16,000円

算式 79,730円（1トン当たり平均原料価格） - 63,730円（1トン当たり基準平均原料価格） = 16,000円（100円未満切捨て）

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 16,000円（原料価格変動額） / 100円 × 0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に13.12円を加算した額になります（小数点第3位以下切捨て）。

4 平成26年2月1日から同月28日までに検針する分に適用される料金表

（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	240円8銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	238円8銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	225円58銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	223円75銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	218円75銭

### ●金沢市公営企業告示第2号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年1月14日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

- (1) 平成25年9月1日から同年11月30日までの平均原料価格  
1トン当たり 87,530円
- (2) 原料価格変動額 400円  
算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 87,530円 (1トン当たり平均原料価格) = 400円 (100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 - 400円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円  
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から0.82円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成26年2月1日から同月28日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	421円1銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	411円91銭

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成25年9月1日から同年11月30日までの平均原料価格  
1トン当たり 87,530円
- (2) 原料価格変動額 400円  
算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 87,530円 (1トン当たり平均原料価格) = 400円 (100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 - 400円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円  
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から0.82円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成26年2月1日から同月28日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	421円9銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	411円99銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成25年9月1日から同年11月30日までの平均原料価格  
1トン当たり 87,530円
- (2) 原料価格変動額 400円  
算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 87,530円 (1トン当たり平均原料価格) = 400円 (100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 - 400円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から0.82円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

- (4) 平成26年2月1日から同月28日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	399円86銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	390円76銭

#### 4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成25年9月1日から同年11月30日までの平均原料価格

1トン当たり 87,530円

- (2) 原料価格変動額 400円

算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 87,530円 (1トン当たり平均原料価格) = 400円 (100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 400円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から0.82円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

- (4) 平成26年2月1日から同月28日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	443円47銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	434円37銭

公 営 企 業 公 告

金沢市指定給水装置工事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第6条の規定により、次の指定給水装置工事業者から、給水装置工事の事業を廃止した旨の届出があったので、同規程第9条の規定により公告します。

平成26年1月14日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	届出年月日
531	伊藤住器サービス	金沢市米泉町5丁目57番地5	平成25年12月16日

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定による下水道排水設備工事業者の指定の有効期間の満了に際し、次の者を当該下水道排水設備工事業者として継続して指定しなかったため、同規程第11条の規定により公告します。

平成26年1月14日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	有効期間の満了年月日
243	有限会社ナカジマ工業	金沢市八日市1丁目55番地5	平成25年5月31日

平成26年(2014年)1月14日 印刷  
平成26年(2014年)1月14日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄